

Helsingin japanilainen kouluyhdistys ry 会則

(総会承認済み日本語参考訳。法的に有効な正文はフィンランド語。)

- 第 1 条 本会は Helsingin japanilainen kouluyhdistys と称し、所在地をヘルシンキ市とする。
- 第 2 条 本会はフィンランド在住の日本人子女、及び両親のいずれかが日本人であるフィンランド人子女の為の日本語学校運営を目的とする。本会の運営言語は日本語とし、法または公的機関が必要とする場合はフィンランド語を用いる。
本会はその目的を達する為、必要と認められる場合は当局の許可を得て有料のパーティー、展示・発表会またはこれに類する催事、くじ引き、バザー等を開催することができると共に、募金を募り、献金及び遺産の相続を受けることも出来るものとする。
- 第 3 条 本会の正会員はフィンランド在住の日本人子女の両親、及びその他日本語教育に関心を有する者からなり、新規の正会員は運営委員会がこれを承認する。
本会の活動に著しく貢献のあった個人または権利能力を持つ団体を、運営委員会の推薦及び総会決議を経て本会の名誉委員長及び名誉会員として迎えるものとする。
議決権は名誉会員および会費を納入している正会員が持つものとする。正会員のうち、本会が運営する学校に通う子女を持つ者の票数は、その学校に通う子女の数と同数とする。その他の議決権を持つ者は1票を持つ。
- 第 4 条 本会の運営は、年次総会ごとに1年間の任期で選ばれた運営委員会がこれにあたる。
運営委員会は8-15名の委員からなり、この中から委員長、1-3名の副委員長、書記及び会計委員を互選する。
運営委員会は本会の運営上必要と認められる限り召集するものとする。運営委員会は過半数の出席をもって有効な決議が可能となる。決議は多数決の原則に従い、賛否同数の場合は委員長が決定する。ただし選挙の場合はくじ引きとする。
- 第 5 条 本会名における署名は委員長が単独で、または副委員長のうち1名が書記との連名でこれを行なう。
- 第 6 条 本会の活動年度及び会計年度は1月1日より同年12月31日までとし、決算及び活動監査/会計監査は会計年度終了後次の年次総会までの間に行わなければならない。

- 第7条 本会の年次総会は2月または3月に開かれるものとする。特に運営委員会が必要と認めた場合、または議決権を持つ会員の1/10以上が書面をもって運営委員会に要請した場合は臨時総会を開催しなくてはならない。会員の要請による総会は、開催に関するその要請が運営委員会に届いた日より1ヶ月以内に開かれなければならない。
総会開催については、少なくとも開催日の10日前に書状または電子メールにより会員に通知しなければならない。
- 第8条 年次総会においては次の事項の審議を行なう。
- 1) 開会
 - 2) 総会における議長、書記及び2名の議事録監査員の決定。議長は運営委員でない者であること。
 - 3) 総会の合法性及び決議権の確認。
 - 4) 提出議題の承認。
 - 5) 年次報告、決算報告及び活動監査員/会計監査員報告の審議。
 - 6) 決算の承認及び運営委員会およびその他会計責任者に対する会計および責任の解除の承認。
 - 7) 活動計画及び予算の承認ならびに正会員が支払う年会費額の決定。
 - 8) 運営委員の選出。
 - 9) 活動監査員/会計監査員2名及びその補欠2名の選出。
 - 10) その他の提出された議題の審議。
- 第9条 本会の会則変更または本会の解散についての決定は、総会における4分の3以上の賛成票をもってこれを行なう。
会則変更または解散については、総会召集通知に明記しなければならない。
- 第10条 本会が解散または廃止される場合、その資産は、予想される債務処理後、本会最後の総会が決定するところの、本会と主旨を同じくする、権利能力を持った何らかの団体に引き渡さなければならない。
- 第11条 以上のほか、現行団体法に従う。

1980年4月22日 団体登録、設立登記、会則登記。

2014年3月1日 年次総会にて改定承認。

2014年7月4日 フィンランド特許登録局(PRH)に会則改定登記完了、発効。